

社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償に関する
規則

(主旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会役員に対して支給する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額50,000円
- (2) 副会長 年額20,000円
- (3) 理事 会議1回出席につき3,000円
- (4) 監事 会議1回出席につき3,000円
- (5) 評議員 会議1回出席につき3,000円

2 年額報酬の場合において、在任期間が1年を満たないときは、日割りにより算出された額とする。

(費用弁償)

第3条 本会の役員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和41年条例第3号）に準ずるものとする。

附 則（平成7年規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。